

第6編 南海トラフ地震
防災対策推進計画

第1章 総則

実施担当	全部班
------	-----

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、この地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務

有田市の地域に係る地震防災に関し、有田市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第7章「防災関係各機関の責務と業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保

実施担当	関係各部班
------	-------

第1節 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

ア. 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ作成した有田市備蓄計画に基づき、計画的な備蓄に努める。

調達方法については、第4編第5章第5節「物資供給計画」に定めるところによる。

①寝具	②被服	③炊事道具	④食器	⑤光熱材料	⑥日用品
⑦身の回り品	⑧その他				

イ. 市は、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

(ア) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

(イ) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）

(ウ) 肌着（シャツ、パンツ等の下着）

(エ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）

(オ) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

(カ) 食器（茶碗、皿、箸等）

(キ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）

(ク) 光熱材料（マッチ、プロパン等）

2. 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア. 防災関係機関は、地震が発生した場合において、有田市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- イ. 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

市が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は以下のとおりである。

■応援協定（消防関係）

協定名	締結年月日	協定機関	内容
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	H8. 2. 22	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	各種災害、救急搬送等
和歌山県下消防広域相互応援協定	H8. 3. 1	県内全市町村、県内全消防組合	各種災害
和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの119番通報接続に関する協定	H10. 9. 1	県下消防本部及び消防組合等	自動車電話・携帯電話からの119番通報接続

■応援協定（県関係）

協定名	締結年月日	協定機関
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	H18. 7. 26	和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会による協定
災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の引渡しに関する協定	H18. 8. 14	農林水産省と和歌山県による協定
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	H24. 12. 5	和歌山県と社団法人和歌山県清掃連合会による協定
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	H25. 11. 22	和歌山県と一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会による協定
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H29. 4. 1	和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会による協定
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H29. 4. 1	和歌山県と一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会による協定

ア. 県、近隣市町村及び指定地方行政機関への応援要請

第4編第19章第1節「応援協力要請計画」に定めるところによる。

イ. 自衛隊の派遣要請

第4編第17章「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

ウ. 海上保安庁との連絡体制の確保

和歌山海上保安部及び海南海上保安署との連絡が困難な場合は、防災相互通信波を活用し、沖合いに配備された巡視船艇または航空機を通じて所要の連絡及び情報交換を行うものとする（海上保安庁船艇・航空機は防災相互波の受信機を搭載）。

第3節 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

ア. 観光客や市内従業者等の帰宅困難者が発生する可能性のある観光施設、事業所、交通機関等と連携・協力して、避難場所の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導対策を検討する。

イ. 各事業者において、帰宅困難者を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するよう啓発する。

また、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

ウ. 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

実施担当	関係各部班
------	-------

第1節 津波からの防護

津波からの防護施設等の整備については、「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に基づき推進する。

市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合には、直ちに水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、その他所要の被災防止措置を講じる。

なお、市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき整備を行う。

(1) 堤防、水門等の点検

津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検を実施する等、施設管理の徹底を行う。

(2) 堤防、水門等の整備

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の自動化、遠隔操作化、補強等、必要な施設整備を推進する。

(3) 水門等の管理体制・管理方法等の整備

ア. 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行う。

イ. 門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

ウ. 大津波警報、津波警報が発表され、市の管理する水門及び閘門の閉鎖作業後、十分な避難時間が確保できないと判断された場合は、閉鎖作業を行わず、速やかに避難する。

エ. 工事中の場合は工事の中断等の措置を行う。

オ. 内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他必要な被災防止措置を実施する。

(4) 津波により孤立が懸念される地域の対策

市は、津波により孤立が心配される地域の港湾、漁港等の整備を行う。

特に、孤立化のおそれがある漁港においては、災害時用臨時ヘリポートの場所の確保等の整備を行う。

(5) 防災行政無線等の整備

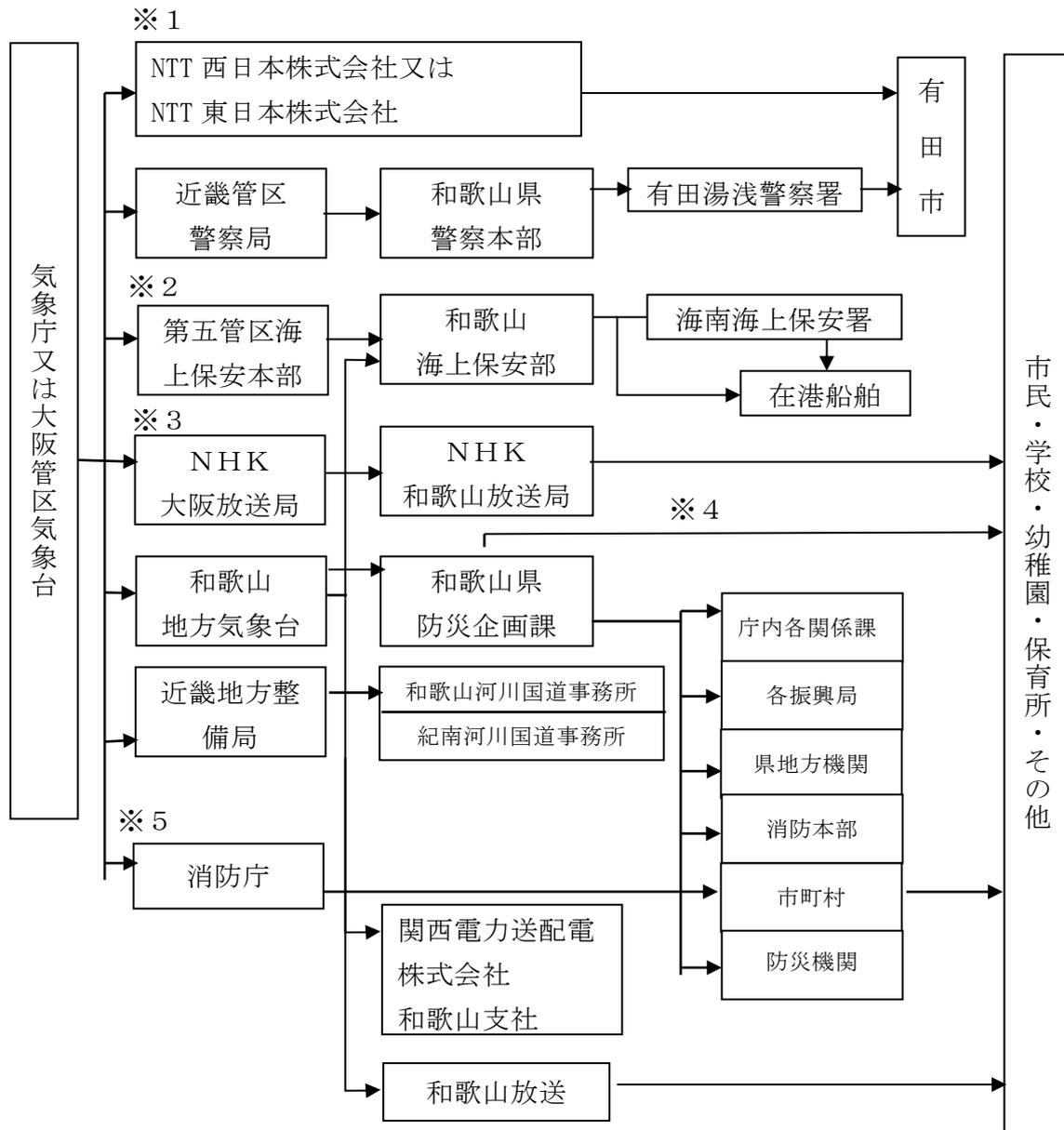
津波警報等の、地域住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の充実及び移動局網の整備等を行う。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第4編第2章第1節「津波予報等の収集伝達計画」、同第3節「災害通信計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- ア. 津波に関する情報が、地域住民等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること
- イ. 船舶に対する津波警報等の伝達
- ウ. 船舶、漁船等の固定、港外退去などの措置
- エ. 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- オ. 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

■大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達経路



- 注1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
 2 ※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
 3 ※2は、神戸地方気象台から伝達する。
 4 ※3は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
 5 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
 6 ※5は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

第3節 避難指示等の発令基準

市民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおりである。

(1) 地震全般

ア. 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要あるときは、必要と認める地域の市民に対し避難指示を発令する。

また、避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにそのことを知事に報告する。

イ. 警察官又は海上保安官

(ア) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、市民等に対して避難のための立ち退きを指示する。

この場合、避難のための立ち退きを指示したことを市長に通知する。

(イ) 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を必要とする場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

ウ. 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで特に急を必要とする場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

(2) 津波

ア. 市長は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間（1分程度以上）ゆっくりとした揺れを感じたときには、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の市民等に、直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示する。

イ. 市長は、地震発生後、大津波警報や津波警報が発せられたときには、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示する。

第4節 避難対策等

1. 避難対策

地震発生時において、津波による避難の指示の対象となる地区は、別に定める。

なお、市は、南海トラフ巨大地震の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて行う屋内退避に使用する建物（耐震診断等により耐震性が確保されているもの）を明示する。

■避難対象地区

港町、宮崎町、箕島、高田（千田）、初島町浜、古江見

また、市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むほか、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

2. 周知

市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民にあらかじめ十分周知を図る。

周知方法としては、ハザードマップ等により周知する。

- ア. 地域の範囲
- イ. 想定される危険の範囲
- ウ. 指定避難所、避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ. 指定避難所、避難場所にいたる経路
- オ. 避難の指示の伝達方法
- カ. 指定避難所にある設備、物資等及び指定避難所において行われる救護の措置等
- キ. その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持ち出し品、服装、原則徒歩避難等）

3. 指定避難所の開設準備

指定避難所の開設時における応急危険度判定の実施、各指定避難所との連絡体制、避難者名簿の作成等に関して、市が、あらかじめ準備する事項は次のとおりである。

ア. 判定士の認定及び登録については、「和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱」及び「和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱」により行う。

イ. 指定避難所に、災害時優先電話の指定等を行う。

ウ. 避難所の管理・運営に係る関係書類の様式等を整理しておく。

4. 指定避難所の資機材等の調達、確保

市は、指定避難所を開設した場合に、指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が速やかに行えるよう、あらかじめ避難所の管理・運営計画を作成しておく。

5. 自主防災組織等

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

6. 市民、事業者等

市民及び事業者等は、平常時より指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努める。

7. 避難行動要支援者への留意点

他人の介護等を必要とする者に対しては、支援を行う者の避難に必要な時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ、次の点に留意する。

ア. 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報を共有する。

イ. 津波の発生のおそれにより、市長より避難の指示が行われたときは、アに掲げる者の指定避難所・指定緊急避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた、地域住民全体の合意によるルールを決めて計画を策定するものとし、原則として、本人の親族または本人が属する地域の消防団、自主防災組織等が指定する者が担当する。

市は、消防団や自主防災組織等を通じて、介護または担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ. 地震が発生した場合、市は、アに掲げる者を収容する施設のうち、市管理施設の収容者等に対して、必要な救護を行う。

8. 外国人、観光客、出張者等対策

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、観光客、出張者等に対する避難誘導等の対応について定め、日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客、出張者等の避難誘導を行う。

- ア. 避難は、各地域の消防団及び自主防災組織等との連携を図りながら実施する。
- イ. 避難誘導は、消防関係職員、警察官、海上保安官、自主防災組織等が行うが、誘導にあたっては、避難路の安全を確認しつつ行う。
- ウ. 避難誘導・避難支援等を行う者が安全に活動ができるよう配慮する。

9. 指定避難所における救護上の留意事項

指定避難所での救護にあたっては、次の点に留意する。

- ア. 市が、指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - (ア) 収容施設への収容
 - (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - (ウ) その他必要な措置
- イ. 市は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - (イ) 県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置

10. 意識啓発

市は、地域住民や事業所等に対して、津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、ハザードマップの作成・見直しとその周知、ワークショップの開催による啓発等、津波からの避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

11. 津波避難計画の策定

市は、津波の到達時間が短時間であること、避難先が高台になること等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難所・避難場所の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、津波避難計画を策定する。

ア. 市は、避難対象地区において、津波からの避難場所、避難経路、その他津波災害の特性に応じた避難実施方法を定めることとし、各種防災施設の整備状況や、被害想定結果の活用などにより、その避難実施方法を見直す。

イ. 市は、避難地、避難路の整備、津波避難ビルの活用、既存施設の安全性の確保等を推進する。

ウ. 避難対象地区の地域住民や事業所等に対しては、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平時から確認しておき、津波が襲来した場合に備える。

エ. 南海トラフ法に基づく南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所においては、別に定める県の策定指針に基づき、計画を策定するとともに、市との連携を図る。

オ. 自主防災組織や上記に規定する事業所以外についても、具体的な避難の方法等を平時から確認しておく。

第5節 消防機関等の活動

1. 円滑な避難

市は消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア. 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ. 津波からの避難誘導
- ウ. 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ. 津波到達予想時間等を考慮した待避ルールの確立

2. 動員、配備及び活動計画

1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、第4編第3章「消防震災対策計画」に定めるところによる。

- ア. 大地震時の市消防隊消防活動
- イ. 招集計画
- ウ. 部隊編成

3. 災害応急対策等の内容

地震が発生した場合は、水防管理団体等は次のとおり措置を行う。

- ア. 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ. 水門等及び防潮扉の操作又は操作の準備、並びに人員の配置
- ウ. 水防資機材の点検、整備、配備

第6節 水道、電気、通信、放送関係

1. 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

- ア. 水道施設について優先度に応じて、順次耐震化を進める。
- イ. 配水施設については平常時から巡回点検を行い、給水量及び水位等について記録し、災害時には、破損・寸断等の早期発見に努める。
- ウ. 平常時から給水タンク等の点検・整備に努める。

2. 電気

- ア. 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等、必要な措置を行うとともに、火災等の二次災害の防止に必要な、利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

- イ. 応急対策として、指定公共機関関西電力送配電株式会社和歌山支社が行う措置は、第4編第12章第2節「電力施設災害応急対策計画」に定めるところによる。
 - (ア) 情報の収集、連絡
 - (イ) 広報活動及び方法
 - (ウ) 対策要員の確保
 - (エ) 復旧資材の確保
 - (オ) 危険予防措置
 - (カ) 応急工事

3. 通 信

ア. 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

なお、地震災害による故障が発生した場合には、電気通信設備または回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立防止無線の回線を整備して、遠隔地の通信途絶の防止化等、通信サービスの確保に努める。

イ. 応急対策として、指定公共機関 NTT 西日本株式会社等が行う措置は、第4編第12章第1節「公衆電気通信施設災害応急対策計画」に定めるところによる。

(ア) 災害時における情報の収集及び連絡

(イ) 通信の非常そ通措置

(ウ) 災害時における広報

(エ) 設備の応急復旧

4. 放 送

ア. 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、正確かつ迅速な報道に努める。

イ. 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して交通に関する情報、避難所に関する情報、地域住民の円滑な避難に必要な情報提供等に努めるよう留意する。

ウ. 応急対策として、指定公共機関日本放送協会和歌山放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

また、指定地方公共機関株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

第7節 交通対策

1. 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間、及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制、避難経路の内容を定めるとともに事前の周知措置を行う。

その計画については、第4編第16章第1節「道路交通の応急対策計画」に定めるところによる。

- ア. 交通規制の実施
- イ. 発見者等による通報
- ウ. 各機関別の交通規制の実施要領
- エ. 緊急通行車両の確認

2. 海上及び航空

ア. 海上について

和歌山下津港長及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や、船舶交通の制限及び津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を行う。

その計画については、第4編第16章第2節「船舶交通の応急対策計画」に定めるところによる。

- (ア) 航行規制の実施者
- (イ) 発見者等による通報
- (ウ) 航行規制の要領
- (エ) 航行障害物の除去
- (オ) 津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させる等安全確保対策の措置

イ. 航空について

指定地方公共機関株式会社南紀白浜エアポートは、後発地震の発生に備えて、運航者に対し必要な航空情報の提供等を行うなど、事前に必要な体制を整備する。

3. 鉄道

ア. 鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止、その他運行上の措置を行う。

イ. 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア. 津波警報等の入場者等への伝達
- イ. 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ. 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ. 出火防止措置
- オ. 水、食糧等の備蓄
- カ. 消防用設備の点検、整備
- キ. 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- ク. ブロック塀の転倒防止対策

(2) 個別事項

- ア. 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ. 学校等にあつては、以下の措置を行う。
 - (ア) 学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等）、これらの者に対する保護の措置
- ウ. 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごと別に定める。

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ア. 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
 - また、災害対策本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ. この推進計画に定める指定避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3. 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、工事を中断する。

なお、特別の事情により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

第9節 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、被災者の救助、救急隊の体制の整備、車両及び資機材等の確保に努める。

ア. 陸上における救出

(ア) 災害対策本部は、消防本部及び警察署と緊密な連絡をとり、必要に応じ他の機関より応援を求め救出作業にあたる。

(イ) 救出した負傷者は、直ちに救急車をもってその症状に適合した救急病院等へ搬送する。

イ. 海上における救出

(ア) 和歌山下津港有田区及びその周辺の海上において、船舶・船艇等の沈没、火災等の災害が発生した時、海南海上保安署及び関係機関は、直ちに相互に必要な連絡・通報を行い、救助の態勢に誤りのないよう救出作業を行う。

(イ) 海南海上保安署の行う海上における救出業務を主体とするときは、関係機関は連絡を密にし、救出作業の万全を期する。

(ウ) 災害の態様に即し、海南海上保安署に、救出にかかる現地対策本部を設置したときは、関係機関は現地対策本部に責任者を派遣し、協力態勢の確立を図る。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を推進する。

ア. 地理情報（地図等）の準備

イ. 野営場所及び車両保管場所の準備

ウ. 現地給油のための燃料の確保

エ. 消防応援活動調整本部等が、市に設置される場合は、設置場所及び必要な人員の確保、資機材等の準備

オ. 消防応援活動調整本 6-3-部等と消防本部との連絡手段の確保

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊、警察、消防等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保など、救助活動における連携体制の整備を推進する。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、各種訓練や研修の実施により、団員の消防技術の向上を図るほか、消防団における車両・資機材、教育・訓練の充実を図る。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

実施担当	関係各部班
------	-------

●「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または、調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（但し、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

●「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表される。

キーワード	情報発表条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する災害応急対策

1. 情報収集・連絡体制の整備

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等
第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策

第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、情報の収集や伝達に努め、1週間、後発地震に対して警戒するとともに、当該期間経過後の1週間、後発地震に対して注意する。

1. 住民への周知

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等の日頃からの地震の備えを再確認するなど、防災対応の必要性を周知する。

2. 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、消防機関及び消防団が、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために、津波警報等の情報の的確な収集、伝達に努める。

3. 市が管理等を行う施設等に関する対策

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ア. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達
- イ. 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ. 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ. 出火防止措置
- オ. 消防用設備の点検、整備
- カ. 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別の事項

- ア. 道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備
- イ. 津波の発生に備えた水門等の円滑な閉鎖に向けた準備
- ウ. 工事中の建築物等に対する措置
- エ. 指定避難所及び指定緊急避難所における緊急点検、巡視
- オ. 防災行政無線放送設備や、衛星携帯電話、簡易無線機等の通信点検、通信の確保

第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して注意する措置をとる。

1. 住民への周知

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を日頃から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう周知する。

2. 市が管理等を行う施設等に関する対策

市が管理する施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認する。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

実施担当	関係各部班
------	-------

1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)に基づき、昭和56年6月1日施行の新耐震基準(建築基準法)の以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努めるほか、建築物の新築に際しても、防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

特に、地震により倒壊した建築物等が、津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例(平成24年7月6日和歌山県条例)に基づき、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

また、建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、建築確認申請時等において防火上の指導を行うなど、建築物不燃化への取組みを促進する。

更に、本市が関与、利用する有田周辺広域圏事務組合管理運営公共施設(特別養護老人施設潮光園等)においても同様に耐震化機能、浸水対策(浸水予想区域内施設の移転等)を図ることは特に緊急性を要するため、速やかに整備するよう検討する。

2. 避難場所、避難経路の整備

市は、南海トラフ巨大地震の津波にも対応できる避難場所、避難経路について、津波浸水予測図や津波到達予測時間、現状の津波避難対策等から、整備の必要がある箇所を調査し、津波避難ビル等の指定、拠点避難地や津波避難路の整備を行う。

3. 土砂災害防止施設

災害時要援護者(要配慮者)が利用する施設、指定避難所・指定緊急避難場所等の公共施設に係る土石流危険渓流、山地災害危険箇所、地すべり危険箇所等における、重点的・計画的な事業の推進について、県に要請を行っていく。

4. 津波防護施設の整備

市は、津波からの避難を補助するため、県に対して、護岸工事等の海岸保全施設の整備、海岸施設の開口部閉鎖円滑化のための陸こうのゲート化等の要請を行っていく。

5. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等

地震発生時に起こることが予想される同時多発火災に備えるため、その施設、装備、活動資機材の強化・充実を図る。

- ア. 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増設等による消防力の充実強化を図る。
- イ. 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図る。
- ウ. 消防施設の管理点検の実施

6. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾または漁港の整備

市は、災害発生時における物資輸送及び避難道路としても重要な役割を果たす主要幹線道路や、海上輸送の拠点となる港湾・漁港等の整備を推進する。

- ア. 震災時における道路・橋梁機能を確保するため、所管道路・橋梁について危険箇所調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については補修等対策工事を実施する。
- イ. 海上輸送の拠点として、耐震性を考慮した船舶係留施設及び避難・救難機能等も考慮した臨港道路を整備する。
- ウ. 港湾は、県の被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁を検討するとともに、必要に応じ港湾施設が津波に対して、壊滅的な倒壊はしにくい、粘り強い構造とする補強等を検討する。

7. 通信施設の整備

市は、災害時通信手段の多様化を推進し、非常時の連絡体制の強化や情報収集の機動力の向上に努める。

また、防災行政無線の整備充実のほか、地上災害の影響を受けにくい通信衛星を利用した、非常通信経路などの整備を検討する。

8. 木造住宅密集地域の防災対策

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、指定緊急避難場所や避難経路の整備をはじめ、オープンスペースの整備、木造密集市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等により、地震に強いまちづくりを推進する。

なお、木造住宅密集地域内における指定避難所の指定に当たっては、必要に応じて延焼被害軽減対策等を行う。

9. 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域（有田市初島町浜、港町）に係る県、市及び特定事業

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。

- ア. 市の事業(有田市健康スポーツ公園の整備等)
- イ. 特定事業所の事業

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

資料編

第6章 防災訓練計画

実施担当	関係各部班
------	-------

1. 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

- ア. 防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施する。
- イ. 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等の発表を想定した防災行政無線等による情報伝達に係る防災訓練を実施する。

2. 助言と指導

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

3. 実践的な訓練

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、より具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ア. 要員参集訓練及び本部運営訓練
- イ. 災害時要援護者（要配慮者）、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ウ. 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- エ. 災害の発生の状況、避難情報の発令、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

実施担当	関係各部班
------	-------

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1. 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部課、各機関ごとに行う。

防災教育の内容は次のとおり。

- ア. 南海トラフ地震臨時情報の内容、及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ. 地震・津波に関する一般的な知識
- エ. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- オ. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ. 南海トラフ地震防災対策として現在実施されている対策に関する知識
- キ. 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題
- ク. 家庭内での地震防災対策の内容

2. 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力し、ハザードマップの見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、市民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は以下のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- ア. 南海トラフ地震臨時情報の内容、及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- ウ. 地震・津波に関する一般的な知識
- エ. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- オ. 正確な情報入手の方法
- カ. 防災関係機関が実施する災害応急対策等の内容
- キ. 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ク. 各地域における指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
- ケ. 避難生活に関する知識
- コ. 市民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等、平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- サ. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3. 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、そのことの周知徹底を図る。

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

実施担当	関係各部班
------	-------

有田市は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域であることから、市長は、津波避難対策緊急事業計画を策定する。

市が実施した事業の概要は以下のとおりである。

■津波避難対策緊急事業の概要

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目 標	完成年月
河北沿岸	拠点避難地の整備	1箇所	平成28年7月
河南沿岸	拠点避難地の整備	1箇所	平成28年9月

その他、地震・津波等の災害に備え、市が取り組むべき防災・減災対策については、有田市防災対策アクションプログラムのとおりとする。

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画―目次―

第1章	総則	1
第2章	関係者との連携協力の確保	2
第1節	資機材、人員等の配備手配	2
第2節	他機関に対する応援要請	4
第3節	帰宅困難者への対応	5
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	6
第1節	津波からの防護	6
第2節	津波に関する情報の伝達等	8
第3節	避難指示等の発令基準	10
第4節	避難対策等	11
第5節	消防機関等の活動	15
第6節	水道、電気、通信、放送関係	16
第7節	交通対策	18
第8節	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	19
第9節	迅速な救助	21
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	22
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する災害応急対策	23
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策	24
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策	24
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	26
第6章	防災訓練計画	29
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	30
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	32

※現行計画における以下の記載は削除した。

第1項 津波に関する調査

市は、市民が津波避難を円滑に行うための津波ハザードマップ等の作成に関する調査を実施する。

第2節 災害本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

市長は、東南海・南海地震又はその地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに有田市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、有田市災害対策本部設置条例に定めるところによるものとし、その組織計画については、第3章第1節第1項「組織計画」に定めるところによる。

第3項 災害応急対策要員の参集

ア．市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を考慮し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画は、第3章第1節第2項「動員計画」に定めるところによる。

イ．職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を考慮し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1. 情報の収集・伝達等

(1) 情報の収集・伝達

ア．市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、この地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を実施することができないような災害でその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めるものとする。

イ．指定公共機関、指定行政機関は災害情報を収集することとする。その際、この災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められたときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めるものとする。

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、第3章第2節「情報計画」及び第4章第3節「津波予報等収集伝達計画」第4節「被害情報等収集伝達計画」に定めるところによる。

(3) 避難方法・避難誘導等

市は帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等も講じることとする。第3章第4節第2項及び第4章第6節「避難計画」に定めるところによる。

2. 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、その施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3. 二次被害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、防災機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

4. 救助・救急・消火・医療活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県、及び防災関係機関と連携し活動を行うこととする。なお、文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策を予め講じることとし、その計画については、第2章第5節「文化財災害予防計画」、第3章第3節第1項「消防計画」及び第4節第7項「医療助産計画」に定めるところによる。

5. 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他市（京都府向日市・奈良県桜井市）との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

6. 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県、及び防災関係機関と連携し活動を行うこととする。その活動については、第3章第10節第3項「輸送計画」に定めるところによる。

7. 保健衛生・防疫活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県、及び防災関係機関と連携し活動を行うこととする。その活動については、第3章第5節「保健衛生計画」に定めるところによる。

施設等の整備はおおむね五箇年を目標として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に要する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (8) 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 公的医療機関等の改築又は補強
- (10) 国及び地方公共団体の緊急医療の確保に関する施策に協力して、休日医療若しくは夜間医療を行っている病院等の改築又は補強
- (11) 社会福祉施設の改築又は補強
- (12) 公立の小学校、中学校、特別支援学校等の改築又は補強
- (13) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物の改築又は補強
- (14) 農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線施設その他の施設又は設備
- (17) 飲料水、電源等の確保のための井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (18) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (19) 負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急的な措置に必要な設備又は資機材